

申請に必要な書類等(危険物取扱者免状)

申請区分		必要な書類等(○印のものをご用意ください。)					
		申請書	現在お持ちの 免 状	証明する 書 類	写 真	免状返送用 封筒(注1)	手 数 料
①	氏名・生年月日の書換え	○	○	○(注3)	不要	○	700円
	本籍の書換え (注2)			○(注6)			
	旧姓記載・変更			不要			
	旧姓削除						
②	写真書換え(注4)	○	○	不要	○	○	1,600円
③	再交付 (注5)	○	不要	不要(注7)	○	○	1,900円
	亡失・滅失 汚損・破損		○				
④ 同時複数申請		②写真書換え＋①本籍等の書換え等申請					1,600円
		③再交付＋①本籍等の書換え等申請					1,900円

注1 「免状返送用封筒」とは、新しい免状を申請者に郵送するための封筒です。定形封筒(長さ14cm～23.5cm、幅9cm～1cm)に申請者(送付先)の郵便番号、住所及び氏名を記載し、簡易書留郵便料460円(50グラムまで。郵送料の改定等により変更となる場合があります。)分の切手を貼ってください。

注2 現住所の変更及び同一都道府県内の本籍の変更の場合は、書換え申請を行う必要はありません。

注3 「証明する書類」とは、戸籍抄本、住民票その他公的機関が発行した文書であって、書換の事由を確認できるものをいいます。東京都以外の道府県で氏名又は生年月日の書換え事由の証明に住基ネットの利用を希望される場合は、事前に申請支部へ連絡してください。

注4 「写真書換え」とは、交付後10年以内ごとに免状の写真を申請の6カ月以内に撮影した写真に取り替えることです。

注5 「再交付」の申請は、免状を交付した都道府県及び免状の書換えをした都道府県でのみ行えます。

注6 旧姓がわかる公的機関が発行した書類(戸籍抄本、住民票等)。申請する場合は、申請先支部へ確認してください。

注7 鹿児島県以外へ再交付申請する場合は、申請先の都道府県支部へ確認してください。

申請に必要な書類等(消防設備士免状)

申請区分		必要な書類等(○印のものをご用意ください。)					
		申請書	現在お持ちの 免 状	証明する 書 類	写 真	免状返送用 封筒(注1)	手 数 料
①	氏名・生年月日の書換え	○	○	○(注3)	不要	○	700円
	本籍の書換え (注2)						
	一部自主返納 (注4)			不要			
	旧姓記載・変更			○(注7)			
	旧姓削除			不要			
②	写真書換え(注5)	○	○	不要	○	○	1,600円
③	再交付 (注6)	○	亡失・滅失	不要(注8)	○	○	1,900円
			汚損・破損				
④ 同時複数申請		②写真書換え＋①本籍等の書換え等申請					1,600円
		③再交付＋①本籍等の書換え等申請					1,900円

注1 「免状返送用封筒」とは、新しい免状を申請者に郵送するための封筒です。定形封筒(長さ14cm～23.5cm、幅9cm～1cm)に申請者(送付先)の郵便番号、住所及び氏名を記載し、簡易書留郵便料460円(50グラムまで。郵送料の改定等により変更となる場合があります。)分の切手を貼ってください。

注2 現住所の変更及び同一都道府県内の本籍の変更の場合は、書換え申請を行う必要はありません。

注3 「証明する書類」とは、戸籍抄本、住民票その他公的機関が発行した文書であって、書換の事由を確認できるものをいいます。東京都以外の道府県で氏名又は生年月日の書換え事由の証明に住基ネットの利用を希望される場合は、事前に申請支部へ連絡してください。

注4 一部自主返納の場合、本申請書の他に「消防設備士免状自主返納申請書」が必要になります。

注5 「写真書換え」とは、交付後10年以内ごとに免状の写真を申請の6カ月以内に撮影した写真に取り替えることです。

注6 「再交付」の申請は、免状を交付した都道府県及び免状の書換えをした都道府県でのみ行えます。

注7 旧姓がわかる公的機関が発行した書類(戸籍抄本、住民票等)。申請する場合は、申請先支部へ確認してください。

注8 鹿児島県以外へ再交付申請する場合は、申請先の都道府県支部へ確認してください。

※ 申請書の提出は、郵送を原則とします。普通郵便で差し支えありませんが、郵送状況の確認が必要な場合は、特定記録・簡易書留等ご自身で配送状況を確認できる方法で郵送してください。

※ 「免状返送用封筒」(注1)を必ず同封してください。